

(申請手続)

第5条 この出張旅費の申請手続は、父母の会所定の用紙に必要事項を記入し、領収書を添付しなければならない。

(審査)

第6条 この出張旅費の審査は各部課室の審議を経て父母の会が決定する。

顧問	学生生活支援センター
顧問・監督兼任	スポーツ強化支援室
指導者 (Category2)	学生生活支援センター
指導者 (Category3)	スポーツ強化支援室

※指導者の方への交通費補助金は、試合、合宿、練習に帯同された場合のみです。

以下のような事例では交通費は支給されません。

- ・スポーツ推薦のスカウト活動
- ・課外活動表彰式（金甲賞）出席
- ・摂津会行事に体育会指導者として参加する
- ・大学主催の指導者講習会に参加する
- ・学生のコンパに参加する（学内・学外での開催いずれも）

2. 課外活動団体に所属する学生の全国大会出場に関する援助金

甲南大学父母の会では、課外活動団体に所属する学生が、全国大会等に出場する場合は、

①個人：10万円（1団体の上限20万円） ②団体：20万円までの援助を受けることができます。

3. 課外活動団体に所属する学生の海外派遣に関する援助金

甲南大学父母の会では、課外活動団体に所属する学生が、国・地域または連盟等を代表して海外に選抜派遣される場合は、①個人：10万円（1団体の上限20万円）②団体：20万円までの援助を受けることができます。なお、派遣される地域が比較的遠い場合（アジア以遠）は、①個人：25万円（1団体の上限50万円）②団体：50万円が上限となります。

4. 課外活動団体に対する補助金及び貸付金

甲南大学父母の会では、以下項目への補助金と貸付金も行っております。

- ① グランドその他、大学の施設不足を補って利用する体育施設の使用料その他経費。
- ② その団体の活動に必要であり、かつ、多年にわたって使用する備品
（その購入経費が、その団体の負担能力を著しく超えると思われる場合）
- ③ 長期間使用する機器備品の修理費の一部